

中央教育審議会 大学分科会  
質保証システム部会(第9回)

委員からの定員管理に係る事前提出意見

永田委員	・ ・ ・	1
大森委員	・ ・ ・	3
土屋委員	・ ・ ・	4
曄道委員	・ ・ ・	5
古沢委員	・ ・ ・	6
宮内委員	・ ・ ・	7
米澤委員	・ ・ ・	9



第11期中央教育審議会大学分科会 第9回質保証システム部会  
定員管理にかかる意見

■ 【論点①】意見

- 教育の質維持のために定員管理は引き続き行う必要がある。一方、設置基準の中で、教育環境の変化に対応すべき点もある。オンライン教育についても、一定の科目などについては有効性も認められてきているところであり、的確な標準は必要だが、学生と教員の比率についてだけ議論されるべきではない。同時に、知識を授けることは教育の基本的な条件であるものの、教員と学生および学生と学生との間の対話型の教育も担保されるべきである。
- 学修者本位の教育とは、学修者が何を学ぶかという部分は当然だとしても、分野の体系性を保証するかたちでなければならない。どのように学ぶかについては、十分な教育効果が得られるかどうかには配慮が必要である。定員管理においても、これらの点が十分考慮されているかが重要な観点ではないか。

■ 【論点②】意見

- 収容人数を大学単位に見直すことによって、学生が分野を横断して学ぶことや、教員が学部にとらわれず別分野の教員と交流することが可能となることが効果として想定され、全体として教育環境の改善につながると考えられる。一方、定員あるいは収容人数管理において、個々の学位授与につながるプログラムは、個々に3ポリシーをしっかりと定め、実行し、多様な分野がそれぞれに体系性を持てる工夫が必要である。すなわち、定員などの管理が大学単位となることで、学修の柔軟性を増すとともに、学科、専攻などは学位プログラムであることを十分に意識した構成となるべきである。

■ 【論点③】意見

- 「多様性の確保」の「多様性」とは何を指しているのか。現在も、学生においても、性別や障がいの有無などにおいて多様性がある。留学生や社会人の受入れがさらに多様性の幅を広げることは間違いない。
- こうした多様性が拡張する中、留学生や社会人を別枠とするためには、合理的な説明が必要である。社会人においては、多くの場合、就学課程は大学院レベルであり、すでに大学院レベルでは入試、教育課程に様々な工夫がなされており、各大学の特性に応じたプログラムも確率されようとしている。
- 一方、留学生、特に学士課程における留学生については、各国の初等中等教育の内容と水準がかなり異なっており、たとえば現況の「共通試験」などを用いた選抜が困難であり、各大学の個別の努力に依っているのではないか。誤解を恐れず

に述べれば、AC入試に近い現状の可能性もないわけではない。日本人学生の水準と比較できる容易な方法がない中で、個々の大学では日本人学生と留学生の選抜において、個々の学生の能力を見極めながら選抜を行っている。つまり、AC入試的な方策で入学する学生を増加させていることから、外枠でなければ、共通試験と個別試験を経て選抜される日本人学生を削減せざるを得ないということが現状であろう。各大学の個別入試の改革（たとえば、日本人も留学生も同等に判定できるような方策の開発など）が必要であろう。

- 留学生が日本に定着して、その能力を発揮してくれるような環境整備も必要である。

2021年7月7日開催 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会  
委員提出意見\_\_大森昭生

## 1. 定員管理の単位について

①定員は教員数や施設の必要な基準と密接にかかわることから、質保証の観点から、学位プログラム単位で定められていくことが望ましいのではないのでしょうか。

②一方で、問題となっているのが、基準そのものではなく、補助金や各種申請等との兼ね合いです。このことについては、例えば、厳格にするがゆえに、入学試験が厳しくなり、結果として多くの追加合格を出すなど、受験生の不利益につながる現状も見られます。よって、定員管理の制度面での運用については、大学全体や収容定員全体でみていくこともあり得るのではないかと考えます。ただし、特定の学部等の定員超過が恒常化するなどのことの無いよう、柔軟な運用の期間を定めることも考慮して良いのかもかもしれません(複数年で見るということに繋がる考え方)。

③ST比については、ST比そのものというよりも、一定の双方向性が担保された教育/授業が実施されているかが重要と考えます。受講生個々を教員が認識し、レポートや試験等も返却され得るような(LMSの活用はそれをさらに促進させます)、学生が質問をし得るような授業規模が整えられていることに重きを置くべきではないのでしょうか。

## 2. 学生とは(留学生・社会人学生等について)

①例えば、留学生が多くいることによりキャンパスそのもののグローバル化を促進させ、その中で素晴らしい教育を展開されている大学もあります。一概に、留学生は全て算定から除外するというのは難しいだろうと考えます。各大学のDPから導かれる教育の方向性に即して、内数にする割合から外数にする割合までの幅をとり、どちらにも対応できる制度にするという方法はあるかもしれません。

②留学生や社会人学生の中には、単年度の交換留学や科目履修(パートタイム)の社会人学生も含まれます。授業を受けるという意味では、同じ学生であり、授業の質保証とも関連します。また、地方において、リカレントのニーズは正規の学生としての学び直しよりもパートタイムにあります。しかし、そのような社会人を多く受け入れても学生数に算入されないと大学の運営上のメリットが希薄になります。地方にこそリカレントが必要な今、例えば、当該年度に一定の単位数を履修する学生はパートタイムであっても、学生数に算入するという仕組みを、大学によって、採用できるようにすることで、より地域ニーズにこたえる大学になることができると考えます。

大学の質保証と定員管理についてのコメント

土屋恵一郎

1. 変化する社会に対応できる知力の育成・学修者本位の大学教育に

これまでも、分科会において縷々述べてまいりましたことと重複しますが、確認の意味もふくめて発言いたします。

大学教育の未来人材のありかたから、定員管理のあり方を考えてみる必要があります。未来人材は、将来の社会の変化に対応できる人材であることが第一です。一つの分野に限定することなく、多様な分野に知力をひろげることです。今、各大学に進展している「副専攻」という考え方は、ここに意味があります。学問それ自身が、学部横断的な学際的なものになっている時、大学が学部の単一な専門に学生を縛ることはできません。学生が所属学部を変更することも視野にいれなければなりません。流動する未来への大学の展望を考える時、定員のあり方を、学部単位に行うことは、学部間の学部横断の教育や、所属学部の変更の自由の阻害となり、学修者本位の大学教育の姿にも矛盾することになるでしょう。定員を学部毎の入学定員ではなく、大学全体の収容定員とすることが必要です。

2. 学部毎の入学定員厳格化と質保証との関係

入学定員のあり方は学部単位ではなく、大学の収容定員とすべきであると、既述しました。それと並んで、近年の学部ごとの入学定員の厳格化が、大学とりわけて、私立大学の財政に対して深刻な影響をあたえていることについて述べておかなければなりません。入学定員の厳格化は、見方によっては当然のことでしょう。入学定員を大幅に上回る学生を入れるならば、大学の質保証は困難です。しかし、このことを、私学助成や競争的補助金事業の申請にも影響をあたえる仕組みになっているために、多くの大学は、定員を厳格化するために、実質的に、定員を充足できない事態に陥っている。私立大学の財政基盤はいうまでもなく、授業料である。定員を充足できなければ、授業料収入は減額を余儀なくされます。国立大学からは理解できないことかもしれませんが、授業料収入に依存している私立大学の基盤をゆるがすことは、私立大学としては容認できませんし、すでに容認の限界にきています。ますます、合格者数の歩留りが読めなくなっていて、何回も補欠をださざるを得ない状況をかえないことには、学生の負担も多くなり、大学の苦境は強くなります。私立大学の財政基盤を崩すことを、文科省の政策によって行っているのか。よくよく熟慮しなければなりません。

以上。

定員管理に関する意見  
—多様で柔軟な教育プログラムを推進する合理的な定員管理—

平成31年3月  
一般社団法人日本私立大学連盟  
会長 鎌田 薫

先ごろ、中央教育審議会大学分科会将来構想部会において『2040年に向けた高等教育のグランドデザイン』が答申され、多様で柔軟な教育プログラムを推奨するため、文理横断や学修の幅を広げる教育について「『学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム』を新たな類型として設置を可能とする」等の提案が示されました。

新しい時代に適合した教育システムや教育内容の創設が求められている現在、時代に合った学部等の再編を可能とする抜本的な大学設置基準の見直しが必要です。また、それに伴い定員管理の方法についても、より合理的な施策を講じることが求められます。

私立大学については、平成28年度以降、教育研究にふさわしい環境の確保及び地方創生の観点により、定員管理の厳格化が進められていますが、この目的が達成できているかという検証とともに、入学定員の厳格化を進めるための規制強化それ自体が、“入りにくいが卒業しやすい”というわが国の大学の欠点を維持・拡大させるのではないかなど、本質的な議論がなされるべきであると考えます。

また、平成31年度以降の私学助成における入学定員充足率の不交付基準が平成30年度と同様とされたものの、入学定員を厳密に管理するために数次にわたり合格者決定が行われ、合格者の最終決定に至る期間が長期化することによって、入学希望者に経済的かつ心理的な負担を与えている実態を見逃すことはできません。

私立大学は、教育研究にふさわしい環境の確保のための在学学生数の適正な管理に努めることの必要性を認識し、その実現に努めています。多様で柔軟な教育プログラムを可能とし、更なる教育研究の大胆な改革・改編等を推進するため、以下の通り、喫緊の課題として定員管理に関する規制の見直しを求めます。

記

- 大学等の設置等に係る認可事業や大学教育再生戦略推進費をはじめとするいわゆる競争的資金と呼ばれる補助金事業において、「学部ごとの入学定員超過率」が申請要件の一つとなっている。この要件は、事業の趣旨とは関係のない基準の導入であり、とりわけ私立大学に大きく影響を及ぼす要件である。公正な国公立大学間の競争環境整備を支援するものとは言えないため、撤廃すべきである。
- 様々な高等教育政策において「入学定員超過率」に着目した定員管理の施策が示されている。その一方でこの考えは、出口管理の観点から離れ、入学したすべての学生が4年間で順調に卒業するという前提で設定されたものとも言え、教育の質保証において合理性に欠ける。また、このような設定は、学生が自己都合等により退学した際の収入減を補う手立てを持ち得ない私立大学の経営に与える影響が極めて大きい。「入学定員」から「収容定員」に着目した基準への転換など、新しい発想による改善が図られるべきである。
- 2020年に導入される大学入学共通テストをはじめ各大学は入試改革に乗り出しており、今後より一層、学部ごとの志願率、受験率、合格率や歩留まり率の予測は困難になってくる。また、学問の多様化が進展し文理横断が進む中においては、定員管理を「学部単位の入学定員」ではなく「大学単位の収容定員」で行うこと、または単年度ではなく複数年度の平均値で管理することが現実的であり、現実の必要性に応じた柔軟性を持たせるべきである。

以上

定員管理についての意見

古沢由紀子

(読売新聞東京本社編集委員)

これまでの日本の大学のあり方を考えると、仮に定員管理を撤廃したり大幅に緩和したりした場合、学生にとって望ましい教育の保証という点で懸念は否めない。新型コロナウイルスの感染拡大を受けてオンライン授業が拡大し、その効果も指摘されているが、今後、定員管理の緩和で教員数が大幅に削減されるようなことがあれば、大学の存在意義や授業料について再検討せざるを得ない事態が考えられる。定員については、各地域のニーズや将来的な人口構成などを踏まえて判断する必要性もある。

その一方で、諸外国のように、国内外の学生の転編入や進路変更に対応し、成績管理もきちんとしていくためには、単年度の入学者ではなく、全体の収容定員を基準に弾力的に運用することの有効性は理解できる。時代の変化に即した大学の改組転換や大学入試改革への対応などもスムーズになる可能性がある。

定員管理の仕組みは一定程度維持し、大学の質保証につなげていくと同時に、弾力的な運用が大学経営の効率性だけでなく、学生にもメリットのある仕組みとすることが望ましいと考える。

## 1) 定員管理は継続すべき

有名または大規模大学に学生が集中し中小規模大学が淘汰される社会は多様性維持の観点から好ましくない。また、大都市圏と地方とのバランスある社会の実現のために大都市圏大学の厳格な定員管理は機能している。

同時に現在の定員管理には中下位校に学生を分散させる、謂わば「独禁法適用除外カルテル」のような効果があるが、大学業界全体の健全経営を支援するためにもこの側面を積極的に評価すべき。

## 2) 定員管理を新陳代謝活性化に活用したい

問題を抱える大学に定員割れを契機に健全な合従連衡を支援する仕組みを考えたい。健全経営に向けてモノゴトを考えさせるためにペナルティーとインセンティブがあるがインセンティブで背中を推せないかとの問題意識。下位の私立大学がペナルティーを恐れ自主再建を試みても人口減社会では個別の大学経営努力には限界がある。(定員枠の自主返上など自主的行動の事例を知りたい。)

また、「独禁法適用除外カルテル」的仕組みには低評価大学の退出を阻害し大学業界のぬるま湯的体質を維持してしまうマイナス面があるので意図的に新陳代謝を促す仕組みが欲しい。存在価値の低い大学や学部が自らが置かれている状況を客観視して閉鎖、再編を促すインセンティブの設計だ。「経常収支差額マイナス」、「(運用資産－外部負債)がマイナス」、「在籍学生数が8割未満」となると修学支援制度対象から外すことで危機感を持たせるペナルティー制度の効果は限定的であろう。

これまで、大学設置基準は主として教員員数、敷地面積など有形固定資産など計測が容易な形式基準管理であるが大学の粗製濫造防止策としてうまく機能してきた。しかし今後は内外の大学、研究機関とのネットワークの充実度、学生の満足度など無形で計測が困難なSoft面が大学の競争力に直結すると思う。一方、SOFT面は計測が困難であるが故に逆に計測容易な形式的要件さえ充足していれば低評価大学の残存を放置してしまう可能性もある。例えば、ST比論では員数と教員の質の両面が問われるが、現実には質を問う事は容易ではなく教育者として適正を欠く浮世離れした教員を「員数」算入しST比を取り繕うことを放置することにつながる。計量化した表現は入り口であり、その裏にある難しい問題点を発見するには、定員割れ大学には文科省との「柔軟な相談制度」に加え大学間対話の機会を増やす仕掛けも検討価値がある。撤退、再編を促すインセンティブ設計のヒントが定員割れ大学同士の議論のなかにあるように見えシステムというより問題認識の場の提供案だ。

### 3) 定員管理運用は柔軟に

学問領域の境界や広さが刻々と変化し、グローバリゼーションはON LINE化で益々加速する時代に、内外の大学との単位交換、交換留学やダブルディグリーを活性化するに定員管理が障害となってはまずい。また、学生のミスマッチ解消のための編入退学が増加すると予想される中、定員管理には柔軟性が求められる。現在の入学時の定員厳格管理は入学定員過剰にはペナルティーを課し未達は減収というホールインワンを競うゲームとなり大学の非生産的業務の典型になっている。複数年度で大学全体単位の実質収容人数などにて大枠管理に移行すべき。

以上

定員管理のあり方に関して

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

2021年7月7日

米澤彰純（東北大学）

1. 論点整理について

- 総合的な視点からの論点整理が進んだことは高く評価したい。今後とも、骨太の、本質論に踏み込んだ部会での議論を期待したい。
- (大学設置基準に基づく) 定員管理の目的は、「教育にふさわしい環境の確保」に限定し、社会のニーズへの対応の主要な部分はエンゲージメントや市場開拓を通じた大学自身の経営努力・内部質保証に委ねるべきではないか。
- 18歳人口のさらなる減少のなかで、大学は社会人学生を含め社会の変化に応じた新たな市場を獲得しない限り、縮小・撤退を迫られる。大学の自主努力を奨励する上では規制緩和が有効であり、政府の役割は学習者の保護・支援に徹すべき。
  - 2004年以降高等教育計画に基づく総定員抑制政策は撤廃済。
  - 2020年の入学志願者数/入学者数は大学(学部) 635,006名/ 635,003名、短大(本科) 45,009名/49,495名とすでに均衡・逆転している(学校基本調査)。近年の定員管理の厳格化などの政策は、供給過多のリスクを緩和し、また、大都市集中の是正による地域バランスのとれた人材育成に寄与していた面があるが、特に前者についてはすでに限界にきている。教育機会や公正やなどの社会課題については、公的助成・振興策等を通じて、より迅速で有効な施策を進めていくべき局面に来ているのではないか。
- ①設置認可(事前規制)、②認証評価(事後チェック)に加え、③情報公開の有効活用・実質化が求められる。→大学ポートレート、大学基本情報の充実を図り、国公私を統一したフォーマットでプログラム、専門分野別の学生数や教員数などの基本情報を公開すべきである。
  - 現状は①設置後は学位や専門を変えない限り届出制となっている設置認可と②機関別では7年以内おきとなってしまう認証評価との組み合わせでは継続的なモニター・チェックが不十分。さらに、履修状況調査にも負担面を含めて限界がある(2020年度は455校中100校に指摘事項が付されている)。
  - 現状、学部・課程におりた個別大学の学生数や教員数が一覧データとして公表され

ているのは国公立大学のみにとどまり、私立大学については専門までを考慮したS/T比の毎年の検証は、公開データではできない。

- 多国間の大学レベルにおりた国際比較の可能性については、OECD が現在 Analytical Database of Higher Education Providers (ADHEP) (OECD 版 IPeds) のパイロット作業を進めており、我が国もこうした動きに積極的な関心を寄せていくとよいのではないか。

	国	大学・高等教育機関	プログラム	科目
大学設置基準	保証すべき質・水準の提示			
設置認可審査	<u>教育にふさわしい環境の確保</u>	大学の 신설、学位の種類・分野の異なる学部設置 ( <u>定員超過の場合は不可</u> )		
履行状況調査	<u>状況の継続的確認</u>	設置時の計画の遵守		
認証評価	<u>状況の定期的確認</u>	<u>内部質保証</u>		
フォローアップ	<u>改善勧告履行に関わる確認</u>	<u>内部質保証</u>		
情報公開	<u>大学ポータル、大学基本情報の提供</u>	定員・実員・教育活動・リソースに関わる詳細な情報公開		
基盤的経費の配分	<u>定員管理の実効性の担保</u> <u>安定的な教育・研究活動の支援</u>			
その他の財政支援	社会ニーズへの対応、改革支援			
経営指導	<u>教育の持続的提供</u>			

大学自身の経営努力によるエンゲージメント・市場開拓を通じた社会のニーズと変化への対応

## 2. 大学設置基準およびその認可・届出について

- 「入学定員から収容定員へ」との議論は、大学設置基準上はすでに変更（解決）済み（1991年）
  - 従来編入学定員などで議論されてきた点に加え、ポスト・パンデミックを踏まえたオンライン、ハイブリッド、ハイフレックスでの教育提供の拡大や、社会人のリカレント教育ニーズへの対応などにおいては、入学・卒業時期の多様化、科目履修やマイクロ・クレデンシャルへの対応、仕事や子育て・介護などと両立させながら必要なタイミングで必要なだけ学習するパートタイム学生の想定などが課題となっていくと思われる。以上を踏まえると、現行のヘッドカウントではなく、フルタイム換算での収容定員管理を検討していく必要がある。ただし、現在は目前の急速に変化している社会のニーズに迅速・柔軟に各大学が対応していよう奨励することが喫緊の政策課題であり、当面は定員の枠外として各大学の挑戦的な市場開拓を支援しつつ、諸外国や各大学の取組の実態・エビデンスを踏まえながら検討を進めていくべきと考える。
- 「学部・学科単位から大学単位へ」との議論は、大学設置基準・認可に関していえば、学生の専門分野の構成に対応した教員やその他のリソースの配置を担保する上でも、現行のあり方を変更する必要はないのではないか。
- 学位プログラムの考え方は、現状、大学設置基準には反映されていない。我が国の高等教育政策として学位プログラムの考え方を推奨するならば、従来の学部・学科とは異なるより柔軟な考え方に沿って、大学設置基準のなかに正式に位置づけていくことは検討すべきではないか。
  - 「収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定める」（18条）は、どのような学部、学科、課程を設けるかを大学の裁量としており、また、学部の廃止や学位・専門分野の変更を伴わない学部設置は届出で可能。
  - 実際の論点は、国立大学については運営交付金、私立大学については私学助成というファンディングの運用の問題であり、大学設置基準・認可審査の話とは切り離して議論すべき問題。
- 「収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする」（18条2）が示す理念が、現行の大学設置基準でどの程度一貫しているかは検討の余地あり。
  - 別表で専門分野別に教員数や面積が定められており、完全にフリーハンドの「総合的考慮」ではない。国際比較を含め、教育環境としてどのような基準を設け、どのように「総合的考慮」を有効に機能させるかは、国際比較を含めたエビデンスに基づいた議論が必要である。

### 3. 定員管理とファンディングとの関係について

- 定員超過状態は、教育にふさわしい環境の確保の観点から望ましくない。定員超過分の学生に関して国立大学運営費交付金や私学助成などの交付は行うべきではない。また、(学費収入増を見込んでの)許容範囲を超える大幅な定員超過に対しては、現状通り、不交付や設置認可申請を認めないなど、厳格なサンクションを設けるべきである。
- ファンディングの積算単位を、「定員」及び「定員管理」ではなく、「実員」「(教育成果としての)学位授与」におくことを徹底すべきである。
  - 現在の我が国の政策の方向性は、個々人の負担能力に応じた支援を行うことによる公正の確保と、個々人のニーズに応じた個別最適な学習支援にある。機関補助にあたる国立大学運営費交付金及び私学助成に関しても、助成の基礎単位を学習者個人(実員)に置くべきであり、また、学位・資格などの教育成果に結びついてはじめて大学としての公的な責務を果たして公的助成を得るという原則が社会の理解を得る上では必要である。
- 学部に関しては定員の半数に満たないなど極端な定員未充足については、経営指導及び教育の持続的な供給の観点から、市場からの撤退及び大学による自主的な経営裁量に基づく定員管理を促す意味で、助成の不交付等、何らかのサンクションを維持していくべきである。ただし、上記の観点に立てば、学部や学科単位ではなく、大学全体で定員の半数に満たないものなどに限定してサンクションを設けることで十分ではないか。
  - 国立大学の運営交付金の交付に当たっては、第四期中期目標期間に関して、「大学」として必要不可欠な環境を確保し、質の保証された教育研究活動を実施するためすべての国立大学に共通して学生数や教員数に応じた客観的な算定に基づいて配分を行うとの考え方が示されている<sup>1</sup>。
  - 私学助成において、補助金の算定の基礎とする学生数は、当該年度の5月1日現在の学則で定めた収容定員(在学している学生数が当該収容定員に満たない場合には、在学している学生数とする)とされている<sup>2</sup>。
  - 大学の存続に関わるような極端な定員未充足ではないかぎり、定員の未充足そのものは「教育にふさわしい環境の確保の観点」において問題ではないのではないか。

---

<sup>1</sup> 「第四期中期目標期間における国立大学法人運営交付金のあり方について(審議のまとめ)」(2021)

<sup>2</sup> 「私立大学等経常費補助金取扱要領 私立大学等経常費補助金配分基準」28頁  
[https://www.shigaku.go.jp/files/s\\_hojo30y-1.pdf](https://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo30y-1.pdf)

むしろ、当該プログラムでの学習に十分なレディネスをもたない学生を定員充足のために無理に入学させるような傾向が促進されるとしたら、そちらのほうが問題である。

- ▶ 教員配置や学位プログラムの設計・運用のあり方などから「教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して」内部質保証が適切に行われていると履行状況調査や認証評価およびそのフォローアップによって確認される限り、大学の自主的な裁量に委ねるべきである。
- これとは別に、医師養成などを含め、国が必要とする人材の育成に関わり国が公的な助成策を積極的に行うことは推奨されるべきである。また、「教育にふさわしい環境の確保」を大前提とした上で大学が社会の多様なステークホルダーに関わり、また市場のニーズに柔軟に対応して、適切な教員やリソースの配置のもとに定められた届出と情報公開を行った上で迅速に新たなプログラムを開き、また、ニーズのないプログラムを終了させることも、積極的に推奨していくべきである。
- パンデミックのもとでオンライン・遠隔授業の可能性が大きく広がった。この新しい環境の下で今後ハイブリッド、ハイフレックスを含めた新たな教育の可能性を追求していくこと上で、従来の通学制と通信制という二分法を前提とした制度設計自体が問われることになると考えられる。定員管理に関しては、現状、通学制に比較して、通信制では定員超過、定員未充足に対して通学制よりもずっと緩やかな助成に関わるサンクシヨンの設定がなされている。新しい教育のあり方を積極的に模索していることが認証評価等で認められる場合には、通学制においても通信制と同等か、より通信制に近いような基準でサンクシヨンの設定を行うよう、弾力化を図ることを検討すべきである。

#### 4. 国際的な教育展開にむけて

- 大学設置基準における、外国の大学と連携して教育研究を実施する国際連携学科の設置に関わる現行の規程は、ジョイント・ディグリー（JD）に関わるものであるが、極めて少数の学生を対象とする 1 大学を相手とするプログラムごとに学科を設け、設置認可を得なければならず、JD の国内での普及の大きな障壁になっている。設置認可の審査は大学全体として内部質保証を適切に行って JD を運用できるか、という包括的な審査に改め、一度 JD が認められた大学に対しては、認証評価等による定期的なモニタリングを担保した上で複数の大学と届出により JD を積極的に展開できるようにすべきである。
- 上記のファンディングのロジックに沿って、完全私費の留学生の受け入れを積極的に行える制度に改めるべきである。まず、国による助成のキャパシティと連動して決められている国立大学の定員に関しては、「教育にふさわしい環境の確保」を大前提として、

私立大学の設置認可と同等の基準で、国の助成に頼らない留学生に特化した収容学生定員を設置認可の審査を通じて認める可能性を検討すべきである。また、私立大学についても、私学助成の算定の対象外となる留学生に特化した収容学生定員を認めることを検討してもよいと考える。これらは、いずれも国の公的助成に頼らない完全私費の留学生を想定しており、国内学生の授業料とは異なる授業料水準を設定できることとする。